

介護予防・日常生活支援総合事業 居宅介護支援 《説明書》

1. 担当の介護支援専門員等

担当する介護支援専門員は次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

連絡先（電話）：045-303-2080

氏名：秋田 美也子

氏名：鈴木 要

氏名：福澤 万喜子

2. 市町村への届出

この介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の介護支援専門員にご相談ください。

3. 利用者負担金

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援については、利用者の負担金はありません。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費の支払いが必要となります。

公共交通機関を使用した場合は実費、自動車を使用した場合は往復5km 当り100円を負担していただきます。

4. サービスのキャンセル等

(1) 利用者がこの介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援に係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に担当の介護支援専門員までご連絡ください。

(2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに担当の介護支援専門員までご連絡ください。

(3) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料は必要ありません。

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	わくわくケアサポート
所在地	〒246-0031 横浜市瀬谷区南台1丁目17番地3
介護保険事業所番号	神奈川県第1473400164号
管理者	秋田 美也子
連絡先	TEL 045-303-2080 FAX 045-304-9559
サービス提供地域	横浜市瀬谷区

2. 事業所の職員体制等

管理者・介護支援専門員	秋田 美也子 (常勤)
介護支援専門員	鈴木 要 (常勤)
介護支援専門員	福澤 万喜子 (非常勤)

3. 営業時間

平日	9:00~17:00
土曜日	10:00~12:00
休業日	日曜・祝日 夏季休業 (8月中旬の5日間) 年末年始休業 (12/30~1/3)

4. 利用者負担金

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援については、法定代理受領の場合は利用者負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費の支払いが必要となります。
公共交通機関を使用した場合はその実費、自動車を使用した場合は往復5km当り100円を負担していただきます。

5. 当事業所の運営方針

- (1) 利用者の意思と人格に敬意をはらい、これまでの生活スタイルと生き方を尊重した上で、介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援を行います。
- (2) 利用者とその家族の安心と安全を最優先に考慮します。
- (3) 利用者の心身の状況や環境の変化に応じて、適切な介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援を行います。
- (4) インフォーマルサービスも含め、地域の中での多様な援助方法について情報収集につとめ、介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援に反映させます。
- (5) 利用者とその家族の体と心とお金の負担が軽くなるようなプランを提案します。

6. 指定居宅介護支援の内容

- (1) 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供します。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- (3) 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- (5) 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とします。
- (6) 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- (7) 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付します。
- (8) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行います。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）します。モニタリングの結果についてはその都度記録します。

7. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

8. 主治医および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治医および関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑におこなうことを目的とし、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えます。

9. 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するように求めることが出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

10. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

11. 相談窓口、苦情対応

当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-303-2080
FAX 番号	045-304-9559
担当者	飯塚 陵子 又は 秋田 美也子
対応時間	平日 9:00~17:00
その他	担当者が不在でも、対応した者が「苦情・相談記録票」を作成し、必ず担当者に引き継ぎます。

公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

横浜市瀬谷区 高齢・障害支援課	045-367-5714
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	045-671-2356
神奈川県国民健康団体連合会	045-329-3447

1 2. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

14. 運営法人の概要

名 称	特定非営利活動法人 ワーカーズ わくわく	
代表者	理事長 飯塚 陵子	
所在地	〒246-0032 横浜市瀬谷区南台1丁目17番地3	
電話番号	045-303-2080	
FAX 番号	045-304-9559	
実施事業	介護保険事業	居宅介護支援 第1473400164号 訪問介護 第1473400172号 小規模多機能居宅介護 第1493400111号
	横浜市の事業	瀬谷区寄り添い型生活支援事業
	助け合い事業	家事援助・介護・保育・送迎・相談・ 買い物代行 介護用品の仲介 その他
	障害者総合支援法の事業	居宅介護・同行援護 移動支援 障がい者相談支援事業
	児童福祉法事業	放課後等デイサービス 未来CAN2. 障がい児相談支援事業

個人情報使用説明書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することがあります。

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑に介護サービスを提供するため。

2. 使用する場合

- (1) サービス担当者会議
- (2) 介護支援専門員と事業者との連絡調整
- (3) 介護支援専門員と市区町村の福祉保健の担当者との連絡調整

3. 使用する期間

契約期間中

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録し保管します。
- (3) サービス事業間での情報はFAXを使用することもあります。